

技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針

平成20年3月

1 現状

(1) 職種ごとの平均年齢、職員数、平均給与等及びこれに対応する民間従業員の状況

< 技能労務職 >

平成19年4月1日現在

区分	公務員					民間			参考 A / B
	平均年齢	職員数	平均 給料月額	平均 給与月額 (A)	平均 給与月額 (国ベース)	対応する 民間類似 職種	平均年齢	平均 給与月額 (B)	
豊島区	47.8歳	356人	346,033円	442,897円	407,724円	-	-	-	-
うち清掃職員	44.2歳	128人	345,596円	471,479円	412,559円	廃棄物処理業従業員	43.3歳	299,800円	1.57
うち学校給食	53.8歳	8人	371,025円	448,137円	434,568円	調理士	37.7歳	302,500円	1.48
うち守衛	55.1歳	8人	383,275円	471,444円	449,637円	守衛	60.7歳	316,900円	1.49
うち用務	49.3歳	109人	344,455円	421,638円	405,527円	用務員	53.9歳	227,200円	1.86
うち電話交換	52.7歳	7人	370,943円	436,240円	426,693円	-	-	-	-
うちその他	49.5歳	96人	341,403円	426,593円	396,657円	-	-	-	-
東京都	47.0歳	-	330,732円	429,065円	-	-	-	-	-
国	48.8歳	5,193人	287,094円	-	320,514円	-	-	-	-

区分	参考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C / D
豊島区	-	-	-
うち清掃職員	7,469,172円	4,192,600円	1.78
うち学校給食	7,197,407円	4,167,200円	1.73
うち守衛	7,647,162円	4,555,400円	1.68
うち用務	6,845,723円	3,284,300円	2.08
うち電話交換	7,150,107円	-	-
うちその他	6,858,580円	-	-

民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。
(平成16～18年の3カ年平均)

技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。

年収ベースの「公務員(C)及び「民間(D)のデータはそれぞれ平均給与月額を1.2倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

「その他」とは、介護指導、給食(保育園)、環境技能、家庭奉仕員等です。

- (注) 1. 「平均給料月額」とは、平成19年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。
2. 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。
また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものです。

(2) 職種ごとの年齢別職員数

平成19年4月1日現在

区分	合計	~24歳	25歳~29歳	30歳~34歳	35歳~39歳	40歳~44歳	45歳~49歳	50歳~54歳	55歳~60歳
豊島区	356	1	2	17	48	71	76	37	104
うち清掃職員	128	1	2	13	28	33	22	7	22
うち学校給食	8					1	1	1	5
うち守衛	8				1			1	6
うち用務	109			2	8	20	29	16	34
うち電話交換	7					1	2	0	4
うちその他	96			2	11	16	22	12	33

(3) その他給与に関する事項

ア 給料表

職員の給与に関する条例で定める行政職給料表(二)を適用しています。

イ 諸手当

扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、期末手当、勤勉手当を該当者に支給しています。

特殊勤務手当は次のとおりです。

手当の名称	支給対象	支給対象職員数	支給単価
ごみ収集運搬等業務従事手当	清掃事務所に勤務し、廃棄物の処理を直接行う業務及びこれに密接に関連する業務に従事した職員	128人	月額700円
福祉訪問等業務従事手当	・生活保護法、身体障害者福祉法、児童福祉法、老人福祉法等に定める業務を行うため家庭等を訪問した職員又は面接業務に従事した職員 ・母子及び寡婦福祉法又は売春防止法に定める相談業務に従事した職員	18人	月額370円

(4) 昇給基準

勤務成績に応じ、毎年4月1日に4号給(55歳に達した翌年からは1号給)を標準として昇給しています。

2 基本的な考え方

技能労務職員については、平成22年度の区職員数を2,000人とする定員適正化計画を推進する下で、退職不補充とし、新規採用を行っておりません。今後も同様とします。

また、同職員の給与水準につきましては、国、他団体の給与水準との均衡を踏まえつつ、特別区の任用体系や職員構成を勘案して見直しを図っております。

3 具体的な取組内容

技能労務職員についても行政系職員と同様に、年功的な要素を縮小し、能力、業績及び職責を的確に反映させる人事給与制度とするため、任用制度の導入、昇給・昇格制度の改正、期末・勤勉手当における職務段階別加算の見直し、退職手当制度の改正を行ってまいりました。

また、平成19年度においては、行政職給料表(二)について、平均9.0%の引き下げを行いました。

4 その他

平成6年度以降、定員の適正化を目的として、学童擁護業務(12年度完全実施)、学校警備業務(16年度完全実施)、庁用車運転業務(16年度完全実施)、児童館清掃業務(18年度完全実施)、ことぶきの家清掃業務(18年度完全実施)、庁舎警備業務(19年度完全実施)、幼稚園用務業務(20年度当初完全実施)などについての民間委託を実施してまいりました。

今後は、平成21年度に残り1校となった学校給食業務の完全委託化を図り、平成22年度には電話交換業務を完全委託します。

また、その他の業務につきましても同様に外部委託化を検討し、順次実施してまいります。